

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

被相続人	
特例経営承継人 (特例経営承継相続人等・ 特例経営承継承継受贈者)	
特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に 係る会社の名称	

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特例対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特例認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特例経営承継相続人等の要件から、同号への特例認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第11項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- 租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特例認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産の価額	円
③ 災害により滅失をした資産の価額の合計額 (注) 1 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

※ (1)に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により滅失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

※ (2)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ (3)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。